

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○平成四年東京都告示第七百六十一号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……(総務局人事部職員支援課)……一

○平成四年東京都告示第七百六十三号 (平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率)の一部改正……(同)……一

○平成八年東京都告示第八百九十四号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)……(同)……五

○都税に係る徴収金の収納委託……(主税局徴収部徴収指導課)……五

○特定計量器定期検査の実施……(生活文化局計量検定所検査課)……五

○建築基準法による道路位置の指定……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……五

○建築基準法による道路位置の指定の変更……(同)……六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……六

○令和二年におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の申請期間等……(産業労働局農林水産部水産課)……八

○令和二年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の申請期間等……(同)……八

○令和二年の小笠原海域におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……(同)……九

○保安林の皆伐面積の限度……(産業労働局農林水産部森林課)……九

○指定管理者の指定……(建設局公園緑地部管理課)……九

○都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託……(建設局公園緑地部公園課)……一〇

### 公告

○建設業者に関する公告……(都市整備局市街地建設部建設業課)……一〇

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一〇

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……(産業労働局商工部地域産業振興課)……一〇

### 告示

●東京都告示第七百八十二号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

東京都知事 小池 百合子

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二二、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

### 附則

この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和二年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百八十三号

平成四年東京都告示第七百六十三号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師





平成十九年三月一日から平成二十年二月二十八日まで	平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日まで	平成十七年三月一日から平成十八年二月二十八日まで	平成十六年三月一日から平成十七年二月二十八日まで	平成十五年三月一日から平成十六年二月二十八日まで	平成十四年三月一日から平成十五年二月二十八日まで	平成十三年三月一日から平成十四年二月二十八日まで	平成十二年三月一日から平成十三年二月二十八日まで	平成十一年三月一日から平成十二年二月二十八日まで	平成十年三月一日から平成十一年二月二十八日まで	平成九年三月一日から平成十年二月二十八日まで	平成八年三月一日から平成九年二月二十八日まで	平成七年三月一日から平成八年二月二十八日まで
学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率								
一・〇三	一・〇四	一・〇五	一・〇四	一・〇五	一・〇四	一・〇五	一・〇八	一・〇七	一・〇九	一・〇八	一・〇九	一・〇五
一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇九	一・〇七	一・〇九	一・〇七	一・〇八	一・〇八	一・〇九	一・〇五
一・〇一	一・〇二	一・〇〇	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇一
一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇八	一・〇一
一・〇〇	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇五	一・〇一
一・〇〇	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇五	一・〇一

平成二十一年三月一日から令和二年三月三十一日まで	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月三十一日まで	平成二十年三月一日から平成二十一年三月三十一日まで	平成十九年三月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成十八年三月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十七年三月一日から平成十八年三月三十一日まで
学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率
一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇二	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附則

1 この告示による改正後の乗する率の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和二年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和二年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

2 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和二年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百八十四号

平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則

この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百八十五号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割（普通徴収のものに限る。）、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託内容

委託期間

PayPay株式会社 PayPayによる都税の収納  
千代田区紀尾井町一番三番東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

LINE Pay 同右

株式会社 同右

品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー二十二階

ピリングシステム株式会社 都税収納事務のと 同右

千代田区内幸町一丁目一番一号帝國ホテルタワー十三

階

●東京都告示第七百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月一日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 新宿区、中野区、三鷹市、調布市及び狛江市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日 令和二年七月一日から同月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関の名称

●東京都告示第七百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和二年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和二年四月三日

小平市小川東町五丁目二千五十一番三の一部、同番三地先並びに同番八、二千五百十六番二及び同番八の各一部並びに同番九

延長 三四・九九  
幅員 四・〇〇

同右

令和二年一月二十八日

稲城市大字東長沼字六号千九百六番一及び千九百七番三の各一部

延長 二三・九二  
幅員 四・〇〇

同右

令和二年三月十三日

小金井市前原町三丁目千四百九十六番十九

延長 一九・二三  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和二年三月十三日

小金井市前原町三丁目千四百九十六番十及び同番二十の各一部

延長 九・八三  
幅員 〇・五〇

●東京都告示第七百八十九号

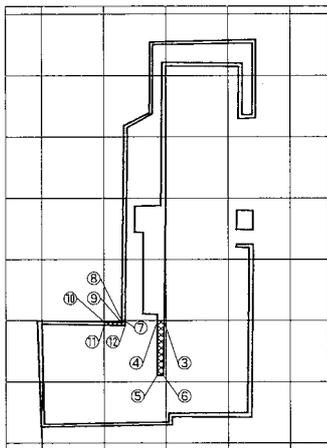
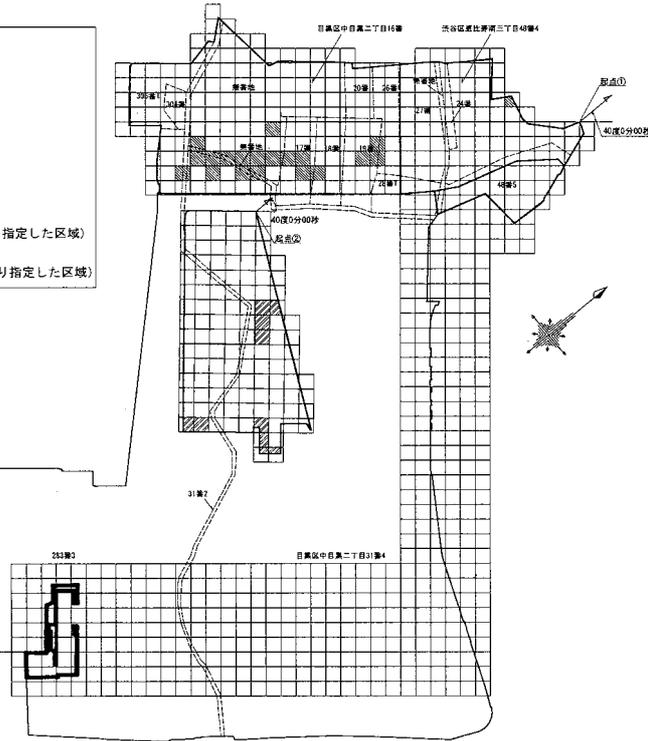
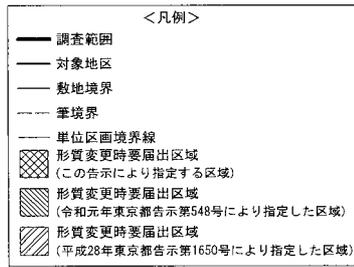
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区中目黒二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



	X	Y	備考
①	0	0	起点①
②	-92.26	-204.86	起点②
③	50.57	-499.79	
④	49.89	-500.60	
⑤	56.72	-506.43	
⑥	57.31	-505.62	
⑦	46.53	-504.61	
⑧	46.19	-505.02	
⑨	46.38	-505.19	
⑩	44.54	-507.32	
⑪	44.95	-507.66	
⑫	47.15	-505.14	

※座標値は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

-起点①-  
起点は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端とする。

-格子の回転角度(40度0分00秒)-  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月一日

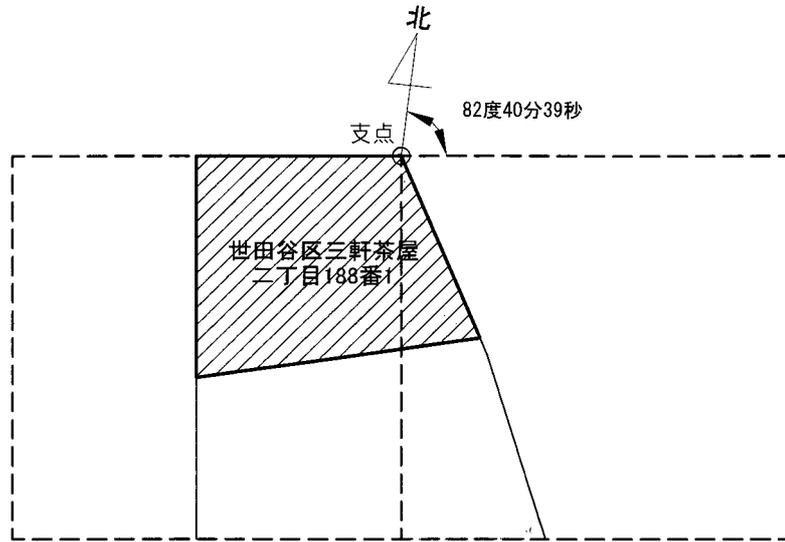
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区三軒茶屋二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 要措置区域

支 点  
 支点は、世田谷区三軒茶屋二丁目188番1の最北端とする。

格子の回転角度【82度40分39秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十一号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年におけるまぐろはえ縄漁業（小笠原村地先海面におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定め、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和二年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
 二十八隻

●東京都告示第七百九十二号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年におけるかつお・まぐろ釣り漁業（小笠原村地先海面におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定め、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和二年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
六十四隻

●東京都告示第七百九十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年の小笠原海域におけるさんご漁業(造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和二年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二隻

●東京都告示第七百九十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和三年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類	単位 区域	同一単位と される区域	皆伐面積の残 存許容限度 (ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四五・八二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六四・二一
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	四七・八九
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	四・〇三
土砂崩壊防備保安林	浅川	八王子市及び町田市の区域	一五・七九
	大島	神津島村の区域	〇・五〇
計	八丈島	八丈島八丈町の区域	八一・五四
	計		一四九・七五
干害防備保安林	秋川	あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域	〇・五八
	大島	大島町の区域	一・八六
計	八丈島	八丈島八丈町の区域	〇・四〇
	計		一・二六

保健保安林	諸島	小笠原	小笠原村の区域	八六・八八
多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	一六・三八		
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二〇・四〇		
浅川	八王子市及び町田市の区域	一〇・五二		
小笠原	小笠原村の区域	一九六・〇〇		
計	諸島		二四三・三〇	

●東京都告示第七百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地  
東京都立高井戸公園 東京都杉並区久我山二丁目
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 三 指定の期間  
令和二年六月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第七百九十六号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

三 委託施設 高井戸公園

公 告

建設業の許可の取消処分について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和二年五月十四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社笹谷工務店

文京区千石一丁目一番八号

笹谷 昌男

東京都知事許可(般一二十八)第八三五七六号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第四号に基づく許可の取消

し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散しており、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

日野市百草五百七十四番一、同番三から同番五まで、五百七十五番一及び五百七十六番

日野市百草八百六十番四

同番三から同番五まで、五百七十五番一及び五百七十六番

アイデイホーム株式会社

代表取締役 久林 欣也

西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

西東京市芝久保町四丁目二

番二、同番二地先、同番三、十六番三号  
同番四、二十七番一、同番二 株式会社東栄住宅  
及び同番二十六 代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 都立第一別館

二 店舗所在地 目黒区中根一丁目四番三号

三 設置者名 東急株式会社

四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号

五 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社

六 変更後の設置者名 東急株式会社

七 変更前の設置者の代表者名 越村 敏昭

八 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫

<p>九 代表者名 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか一名</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭十五番二(株式会社ジャイアント)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目四十四番三号(株式会社ジャイアント)</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 越村 敏昭(株式会社東急ストア)ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 須田 清(株式会社東急ストア)ほか</p>	<p>十四 変更日 令和元年九月二日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和二年四月二十四日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間 令和二年六月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>				
<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和二年六月一日</p>													
<p>十三 縦覧期間 令和二年六月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 都立第一別館</p>	<p>二 店舗所在地 目黒区中根一丁目四番三号</p>	<p>三 設置者名 東急株式会社</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号</p>	<p>五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア</p>	<p>六 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間二百四十日に限り午前九時に限り午前九時</p>	<p>七 変更後の開店時刻 午前八時ほか</p>	<p>八 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前十時から翌午前一時十分まで。ただし、年間二百四十日に限り午前九時から翌午前一時十分まで。</p>	<p>九 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前七時三十分から翌午前一時十分まで。</p>	<p>十 変更日 令和二年五月十六日</p>	<p>十一 届出日 令和二年四月二十四日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

